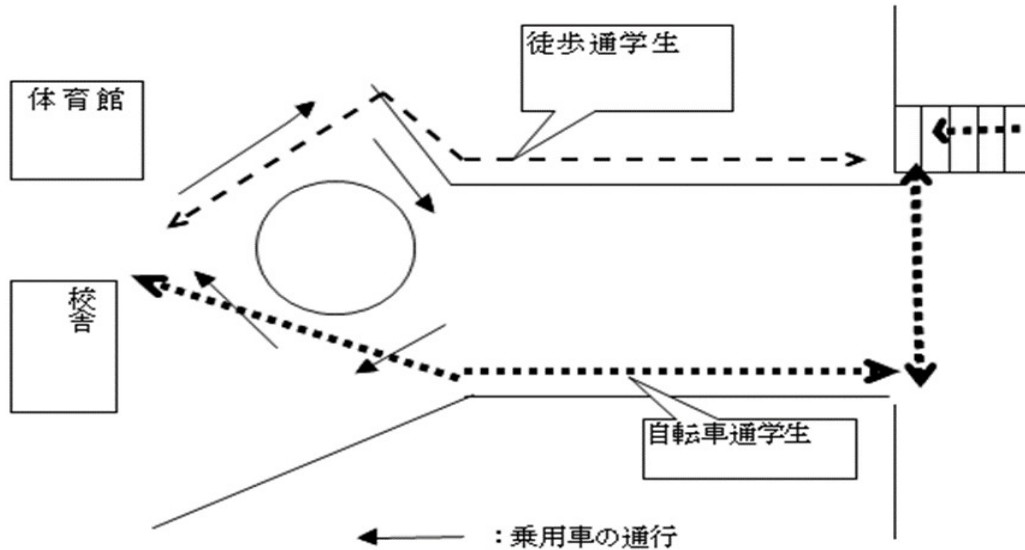


登下校について

- 登下校は、原則として決められた方法（徒歩、自転車、バス）で行うこと。
- 自宅からは、安全で最短の通学路を通行すること。
- 徒歩・バス通学生は安全たすき、自転車通学生は安全チョッキを着用すること。
- 校舎東側の坂は、歩道を徒歩通学生が通行し、その反対側を自転車通学生が通行すること。
- 自転車通学生は、学校の敷地内は自転車を降りて通行すること。したがって、登校時は校舎東側の坂を登る前に降車し、下校時は坂を下りきって乗車する。



自転車通学について

自転車通学生

- 1 自転車通学は、通学距離が実測2km以上で、申請し許可を受けた生徒に限る。
- 2 「自転車通学申請書」と「自転車通学誓約書」を提出すること。
- 3 楠中学校指定の黄色ステッカーの貼ってある自転車で登下校すること。
- 4 自転車通学には、ヘルメット・安全チョッキを着用すること。
- 5 自転車置場に駐輪し施錠すること。また、ヘルメット・安全チョッキは教室で保管すること。
- 6 自転車通学に際しては、交通ルールや楠中学校の登下校に関する規則を守ること。
(変形ハンドルやマウンテンバイク等は禁止)
- 7 規則違反等の内容について。
 - ・ヘルメットや安全チョッキの無着用、あごひもを締めてないなどの不備
※自転車を押している場合も含む
 - ・学校敷地内での足乗りや乗車
 - ・二人乗り、信号無視、無灯火、傘差し運転、道路交通法違反、整備不良や付属品違反
- 8 規則違反等があった時は、家庭連絡をして場合によっては停止や許可を取り消すことがある。